

平成二十五年四月一日

# 岐阜県公報

号外 (六) 平成二十五年四月一日

目 次

規 則

岐阜県母子保健法施行細則を廃止する規則  
岐阜県生活習慣病検診等管理指導審議会規則

(保健医療課)  
(同)

一一一  
ページ

規 則

岐阜県規則第四十八号

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十八号

岐阜県母子保健法施行細則を廃止する規則

岐阜県母子保健法施行細則（昭和四十二年岐阜県規則第四十号）は、廃止する。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行前に行われ、又は行われるべきであった地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第二百五号）第四十二条の規定による改正前の母子保健法（昭和四十一年法律第二百四十一号）第二十条第一項の規定による養育医療給付の申請及び費用の徴収に係るこの規則による廃止前の岐阜県母子保健法施行細則第三条及び第四条の規定の適用については、なお従前の例による。

岐阜県生活習慣病検診等管理指導審議会規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十九号

## 岐阜県生活習慣病検診等管理指導審議会規則

## (趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県附属機関設置条例（平成二十五年岐阜県条例第一号）第二条の規定に基づき、岐阜県生活習慣病検診等管理指導審議会（以下「審議会」といふ。）の組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

（組織及び所掌事務）  
審議会は、次の各号に掲げる部会により構成し、それぞれ当該各号に定める事項を調査審議する。

- 一 がん登録・評価等部会 がんのり患状況等の登録及びその評価に関すること。
  - 二 胃がん部会 胃がん検診に関すること。
  - 三 子宮がん部会 子宮がん検診に関すること。
  - 四 肺がん部会 肺がん検診に関すること。
  - 五 乳がん部会 乳がん検診に関すること。
  - 六 大腸がん部会 大腸がん検診に関すること。
  - 七 循環器疾患等部会 特定健康診査に関すること。
- 3 2 部会は、それぞれ委員七人以内で組織する。
- 3 1 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。
- 一 学識経験を有する者
  - 二 一般社団法人岐阜県医師会の会員
  - 三 検診に関する専門家
  - 四 関係行政機関の職員
  - 五 前各号に掲げる者の中から、知事が必要と認める者
- （委員の任期）
- 第三条 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- （部会長）
- 第四条 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから互選する。
- 2 部会長は、当該部会の事務を掌理し、部会を代表する。
- 3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員からあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

## (部会の会議)

第五条 部会の会議は、当該部会の部会長が招集する。

2 部会の会議は、当該部会の委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。  
3 部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するとしている。

4 部会長は、必要があると認めるときは、当該部会の委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせることができる。

## (庶務)

第六条 審議会の庶務は、健康福祉部保健医療課において処理する。

## (委任)

第七条 この規則に定めるもののほか、部会の組織及び運営について必要な事項は、部会長が各部会に諮りて定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。